

《通行止め（交通事故実況見分）のお知らせ》

三重県警高速隊の「交通事故実況見分」のため、次のとおりE1A 新名神高速道路（新名神）の通行止めを実施します。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

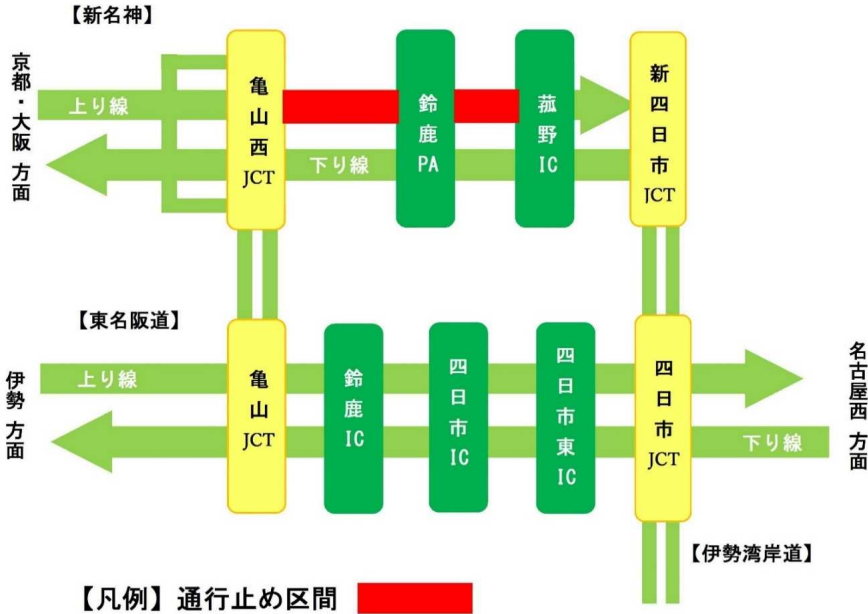
1. 通行止め日時

令和7年10月1日（水）13:30～15:30

2. 通行止め区間

E1A 新名神 亀山西JCT～菰野IC（上り線）

- ※通行止め区間にある鈴鹿PAは、通行止めの間も利用及び流出ができます。
- ※通行止めにともない、新名神 亀山西JCTから上り方面は通行できません。亀山西JCTから東名阪道へ迂回のご協力をお願いします。
- ※新名神から伊勢湾岸道へは、東名阪道を迂回路として四日市JCTをご利用ください。



3. 通行止めに伴う乗継料金調整

通行止め区間を一般道に迂回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、迂回せずに直通利用された場合の高速道路料金より高くないよう、所定の方法により料金を調整させていただきます。

- ETCをご利用のお客さまは、一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じETCカードで、通常どおりETCレーンを無線走行してください。『高速道路通行止め乗継証明書』（以下、乗継証明書とします）の入手は不要です。クレジットカード会社などからの料金請求時に料金の調整がされます。
- ETC以外でご利用のお客さま（現金などでご利用のお客さま）は、通行止めにより高速道路を一旦流出するICでお渡す「乗継証明書」を乗り継ぎ後の最初の出口ICで、係員にお渡しください。一旦流出するICが料金精算機設置レーンの場合、ご精算後に発行される「乗継証明書」をお取りください。また、乗り継ぎ後の最初の出口ICが料金精算機設置レーンの場合には、「乗継証明書」、「入口通行券」の順で精算機に入れてご精算ください。

通行止め区間	流出IC ※1 (乗継証明書発行IC)		→	再流入IC ※2	
	新名神	東名阪道		新名神	伊勢湾岸道
亀山西JCT ～ 菰野IC (上り線)	甲南IC 甲賀土山IC 鈴鹿PAスマートIC ※3	鈴鹿IC 亀山PAスマートIC ※3	→	菰野IC ※4	東員IC ※4
	伊勢関IC 芸濃IC			桑名IC 四日市東IC	
				みえ朝日IC	

- ※1 流出ICで流出後は、6時間以内に再流入ICで乗り継いでください。
- ※2 流出ICで流出後、通行止めが解除された場合は、流出したICまたは進行方向上の他の流出ICで再流入されても料金の調整をおこないます。
- ※3 スマートICはETC車限定です。スマートICは車が停止した状態であれば開閉バーが開きません。ETCゲート前で必ず「一旦停止」し、バーが開いてから通行してください。
- ※4 ETC専用料金所です。ETC車載器を搭載していない車両は、ETC専用料金所をご利用になれません。ETCがご利用にならない状態（ETC車載器未設置、ETCカード未挿入など）でETC専用料金所をご利用された場合は、後退せず、『ETC/サポート』または『サポート』と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員などの指示にしたがってください。

【お問い合わせ先】

- 三重県警察本部交通部高速道路交通警察隊 TEL.059-256-3100（代表）
- NEXCO中日本お客さまセンター（24時間） TEL.0120-922-229（フリーダイヤル）
フリーダイヤルをご利用にならない場合 TEL.052-223-0333（通話料有料）